

# スポーツ仲裁規程

## (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、スポーツ団体に対してスポーツに関する紛争の迅速かつ適切な解決に努めることを求めたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第5条第3項の趣旨を踏まえ、当法人と定款第5条第1項第1号の個人会員及び審判員規程第2第1項各号の資格を有する審判員（以下総称して「競技者等」という。）との間に生じたテコンドー競技に関する紛争について、迅速かつ適切に解決することを目的とする。

## (日本スポーツ仲裁機構へのスポーツ仲裁の申立)

**第2条** 競技者等が次に定める当法人の決定に不服がある場合、当該不服は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則によるスポーツ仲裁にて解決するものとする。

- (1) テコンドー競技に関する決定（競技中になされる審判の判定及び昇段昇級規程に基づく段位又は級位の認定を除く。）
- (2) 代表選手等の選考に関する決定
- (3) 処分規程に基づく処分決定

## (適用除外)

**第3条** この規程は、当法人又は加盟団体（定款第40条の加盟団体をいい、同第49条の準加盟団体を含む。）の役員、顧問等（顧問、名誉顧問、名誉会長その他これらに準ずる者をいう。）又は事務員、専門委員会委員・スタッフ等で競技者等に該当しない者には適用しない。

## 附則〔平成30年5月19日制定〕

平成30年5月19日の定例理事会において承認されたこの規程は、同日から施行する。

## 附則〔令和2年12月7日制定〕

令和2年12月7日の理事会において承認された第2条の改正は、同日から施行する。

# 処分規程

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、定款第5条（1）に規定された正会員、定款第5条（2）に規定された個人会員、定款第5条（3）に規定された賛助会員、定款第26条に規定された理事及び監事、並びに定款第38条に基づき設置された委員会の委員及びスタッフ、審判員規程に規定された審判員に対する懲戒処分（以下、本規程において単に「処分」という。）に関して必要な事項を定める。

## 第2章 処分事由及び処分の方法

### (処分事由)

**第2条** 第1条に規定する者が次に掲げるときに該当するときは、処分する。

- ① 定款又は倫理規程その他の規程に違反したとき
- ② 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき
- ③ 故意又は過失により当法人、会員、理事、監事、職員、委員、スタッフ、加盟団体、準加盟団体又は審判員の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき
- ④ 定款第3条の当法人の目的に反する行為をしたとき、当法人が定款第4条第1項の事業を行うことを妨げる行為をしたとき
- ⑤ 管理監督をすべき立場にある者が、管理監督責任を懈怠したとき
- ⑥ ①から⑤までに掲げるときに準ずるとき

### (処分内容)

**第3条** 第1条に規定する者が第2条に掲げるときに該当するときは、次の区分に応じて処分する。但し、第2条に掲げるときの内容・程度及び情状に応じ、個々の事案に応じた適切な処分が行われるよう努める。

#### (1) 正会員

- ① 注意 文書で注意を行い戒める。
- ② 厳重注意 文書で注意を行い厳に戒め、改善報告書を提出させる。
- ③ 退会勧告 退会を勧告する。
- ④ 退会処分 定款第12条に基づき正会員としての資格を剥奪する。

#### (2) 個人会員

- ① 注意 文書で注意を行い戒める。

- ② 厳重注意 文書で注意を行い厳に戒め、改善報告書を提出させる。
- ③ 有期資格停止 2年以下の期間、個人会員としての資格を停止する。
- ④ 無期資格停止 期限を定めず、個人会員としての資格を停止する。
- ⑤ 退会処分 個人会員としての資格を剥奪する。

(3) 賛助会員

- ① 注 意 文書で注意を行い戒める。
- ② 厳重注意 文書で注意を行い厳に戒め、改善報告書を提出させる。
- ③ 退会勧告 退会を勧告する。
- ④ 退会処分 賛助会員としての資格を剥奪する。

(4) 理事及び監事

- ① 注 意 文書で注意を行い戒める。
- ② 厳重注意 文書で注意を行い厳に戒め、改善報告書を提出させる。
- ③ 降 格 下位の役職に変更し、又は業務執行理事の任を解く。
- ④ 解 任 定款第30条に基づき理事又は監事の地位を剥奪する。

(5) 委員及びスタッフ

- ① 注 意 文書で注意を行い戒める。
- ② 厳重注意 文書で注意を行い厳に戒め、改善報告書を提出させる。
- ③ 降 格 委員長又は副委員長の任を解く。
- ④ 解 任 委員又はスタッフの地位を剥奪する

(6) 審判員

- ① 注 意 文書で注意を行い戒める。
- ② 厳重注意 文書で注意を行い厳に戒め、改善報告書を提出させる。
- ③ 有期資格停止 2年以下の期間、審判員資格を停止する
- ④ 降 格 審判員資格を下位の資格に変更する。
- ⑤ 無期資格停止 期限を定めず、審判員資格を停止する。
- ⑥ 解 任 審判員としての地位を剥奪する。

2 前項の規定により、厳重注意、退会勧告、有期の資格の停止、無期の資格の停止又は降格とする者に対しては、必要に応じ、始末書、誓約書等の提出を命ずることができる。

### 第3章 処分手続

#### (事実調査)

**第4条** コンプライアンス委員会は、次に掲げるときは、第1条に掲げる者について、第2条に定める処分事由に該当する事実の有無についての調査（以下、「事実調査」という。）をしなければならない。但し、当該事由が発生したときから3年を経過したときは、事実調査をすることはできない。

- ① 暴力行為・不正行為等のコンプライアンス相談窓口の設置に関する規程第5条第1項に基づきコンプライアンス相談窓口が、コンプライアンス委員会に対し事実調査を付託した場合
  - ② 会長又は専務理事もしくはアスリート委員長が、第1条に掲げる者について、第2条に定める処分事由に該当すると思料し、コンプライアンス委員会に対し事実調査をするよう要請した場合
- 2 コンプライアンス委員会は、事実調査の対象者（以下、「審査対象者」という。）又は当該事案に関係する者及び団体に対し、事実関係についての説明及び証拠資料の提出を求め、現地調査をするなど必要な調査をすることができる。
- 3 審査対象者は、前項の事実調査に協力する義務を負う。また、当該事案に関係する者及び団体で、当法人会員、理事、監事、職員、委員、スタッフ、加盟団体、準加盟団体又は審判員である者も、事実調査に協力する義務を負う。
- 4 コンプライアンス委員会は、必要に応じて当法人事務局、専門委員会（裁定委員会を除く。）、加盟団体又は準加盟団体に事実調査の支援を要請することができる。
- 5 コンプライアンス委員会は、事実調査の結果、第2条に定める処分事由に該当する事実があると認定した場合には裁定委員会に答申し、同処分事由に該当する事実があると認定することができない場合には理事会に報告しなければならない。
- 6 審査対象者は、第1項の事実調査が開始した後、理事会が第6条による処分を決定するまでの間、自ら退会又は辞任することはできない。

#### （裁定委員会による審査）

- 第5条 裁定委員会は、前条のコンプライアンス委員会による事実調査を踏まえて、審査対象者に対する処分の可否、処分内容について公正かつ迅速に審査する。
- 2 裁定委員会は、審査対象者に対し、審査の対象となっている処分事由を明らかにしたうえ、合理的な期間を設け通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 裁定委員会は、審査対象者に対する処分の可否、処分内容に関する審査結果を理事会に答申しなければならない。

#### （処分の決定、通知）

- 第6条 理事会は、第5条の裁定委員会の答申を受けた後、処分決定（処分を不相当とする場合はその旨の決定）を行う。この場合、理事会は、裁定委員会の答申を尊重するものとする。
- 2 理事会は、前項の決定について、審査対象者に対し、処分内容、処分事由及

び根拠規定（処分を不相当とする場合はその旨及び理由）並びに処分を受けた場合には第8条または第9条の定めるところにより不服申立てができること及びその申立期限を記載した書面をもって速やかに通知する。

- 3 処分の効果は、前項の通知が審査対象者に到達した時に生じる。
- 4 前2項の定めにかかわらず、以下の処分については、以下に定めるところに従うものとする。
  - (1) 正会員の退会処分 定款第12条の定めるところによる。
  - (2) 理事又は監事の解任処分 定款第30条の定めるところによる。

#### **(裁定委員会審査の例外)**

**第7条** 第4条第5項、第5条及び第6条の定めにかかわらず、コンプライアンス委員会が事実調査の結果、注意又は厳重注意相当と思料した場合、コンプライアンス委員会は、会長及び専務理事に事実調査の結果を答申し、裁定委員会にその旨報告する。ただし、会長、専務理事又は裁定委員会が異議を申し立てた場合はこの限りではない。

- 2 会長及び専務理事は、審査対象者に対し、審査の対象となっている処分事由を明らかにしたうえ、合理的な期間を設け通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 会長及び専務理事は、審査対象者から弁明を聴いた後、速やかに、処分決定（注意又は厳重注意）を行い、審査対象者に通知するとともに、裁定委員会及び理事会に報告する。
- 4 処分の効果は、前項の通知が審査対象者に到達した時に生じる。

## **第4章 不服申立て**

#### **(競技者等によるスポーツ仲裁の申立て)**

**第8条** 第6条又は第7条の処分を受けた個人会員又は審判員は、スポーツ仲裁規程に従って、不服を申し立てることができる。

#### **(異議の申立て)**

**第9条** 第6条又は第7条の処分を受けた正会員、賛助会員、理事、監事、委員、スタッフで個人会員又は審判員の資格を有しない者は、その処分に不服がある場合、前条の通知を受けた日から起算して2週間以内に文書をもって裁定委員会に対し異議申立てを行い、再審査を請求することができる。ただし、前条の規定によりスポーツ仲裁を申し立てができる者は、本条の異議申立てをすることができない。

- 2 前項本文の異議申立てがあった場合は、裁定委員会は、再審査を行う。この

場合、裁判委員会は、必要に応じコンプライアンス委員会に再度の事実調査を命じることができる。

- 3 裁判委員会は、再審査結果を理事会に答申しなければならない。裁判委員会による再審査結果の答申後の手続きについては、前条の規定を準用する。
- 4 第1項の異議申立ては、一の処分について一回限り行うことができるものとする。

## 第5章 仮の処分

### (仮の処分)

**第10条** コンプライアンス委員会は、第4条の事実調査の開始後、理事会が第6条による処分を決定するまでの間、緊急かつ必要がある場合には、一時的に審査対象者の職務権限及び資格等を停止すること（以下、「仮の処分」という。）を常務理事会に答申することができる。

- 2 常務理事会は、前項のコンプライアンス委員会の答申を受けた後、仮の処分決定（仮の処分を不相当とする場合はその旨の決定）を行う。この場合、常務理事会は、コンプライアンス委員会の答申を尊重するものとする。
- 3 常務理事会は、前項の決定について、審査対象者に対し、仮の処分内容、処分事由、仮の処分の効果が発生する日及び根拠規定（仮の処分を不相当とする場合はその旨及び理由）を記載した書面をもって速やかに通知する。
- 4 仮の処分の効果は、前項の通知が審査対象者に到達した時に生じる。

## 第6章 復権手続

### (資格の停止処分の解除)

**第11条** 無期の資格の停止処分を受けた者は、当該処分の開始日から2年を経過した後に、当該処分の解除を申し立てることができる。

- 2 前項の申立てをする者は、申立てのとき、反省文、嘆願書その他の書面を提出することができる。
- 3 第1項の申立てがあったときは、常務理事会は、必要に応じ申立てをした者を聴聞し、解除の可否について審議する。
- 4 常務理事会は、前項の審議の結果、解除が妥当であると判断したときは、その旨を理事会に答申しなければならない。
- 5 理事会は、前項の常務理事会の答申を受けた後、第1項の申立てをした者の資格の停止を解除する日を定めた上で解除決定（解除を不相当とする場合はその旨の決定）を行う。この場合、理事会は、常務理事会の答申を尊重するものとする。
- 6 第1項の申立てをした者は、第5項において理事会が定めた日からその資格

が復権する。

## 第7章 雜則

### (雑則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、処分に関して必要な事項は、理事会が定める。

### 附則〔平成30年3月10日制定〕

本規程は、平成30年3月10日から施行する。

### 附則〔平成30年9月15日改正〕

平成30年9月15日の定例理事会で承認された第2条、第3条、第5条及び第7条から第12条の改正は、同日から施行する。

### 附則〔令和2年12月7日改正〕

令和2年12月7日の理事会で承認された第6条2項の改正は、同日から施行する。

# 大会規律規程

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程は、定款、当法人の定める諸規程に違反する行為のうち、当協会の主催する競技会（以下、「競技会」という）に関するものについての調査、審議を行う手続きに関する事項並びにこれに関連する必要な事項を定める。

## 第2章 処分事由及び処分の方法

### (対象者)

**第2条** 本規程は、次の者を対象とする。

- (1) 定款第5条（1）に規定された正会員
- (2) 定款第5条（2）に規定された個人会員
- (3) 定款第5条（3）に規定された賛助会員
- (4) 定款第26条に規定された理事及び監事
- (5) 定款第38条に基づき設置された委員会の委員及びスタッフ
- (6) 審判員規程に規定された審判員
- (7) 当協会の職員
- (8) 定款第9章に規定された加盟団体である都道府県協会の役職員

### (処分事由)

**第3条** 第2条に規定する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 法令、WT、ATU、当協会の定める諸規定、指示、命令、決定、通知等に従わなければならない。
- ② 定款第3条の当法人の目的に反する行為、当法人が定款第4条第1項の事業を行うことを妨げる行為をしてはならない
- ③ 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピング及び八百長等の不適切な行為並びにスポーツのインテグリティ又はフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない。
- ④ 当協会、前条に定める個人その他当協会にかかわる一切の者の名誉又は信用を棄損する行為をしてはならない。
- ⑤ テコンドーに関し、不正な利益を供与し、申し込み、要求し、約束し及びあっせんする等してはならない。
- ⑥ 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持ってはならない。
- ⑦ その他、テコンドーに関し、直接又は間接を問わず、品位を失うべき非

行を行ってはならない。

2 第2条に定める者は、競技会において、テコンドー競技規則に則り競技その他の行動を行うものとし、中でも特に次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 選手について

- ① 著しい反則行為、きわめて危険な行為
- ② 勝者の宣言に参加しないことを含め、試合の終了手続きを行うためのレフェリーの命令を拒否する行為
- ③ 審判の判定に不満を示すために、ヘッドプロテクターやグローブなどの持ち物を投げる行為、その他審判の判定に対する執拗な非難、抗議等
- ④ 試合終了後、競技エリアを離れないこと。
- ⑤ レフェリーの繰り返しの指示を受けても試合に復帰しないこと
- ⑥ 競技役員の裁定または命令に従わないこと
- ⑦ 競技会の秩序ある運営に関する競技会運営役員等の合理的な指示に従わないこと。
- ⑧ 採点装置、センサー、または PSS の任意の部分の操作
- ⑨ 乱暴な行為、審判、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- ⑩ 試合中の深刻なスポーツマンらしくない行動、または審判、競技役員に対する攻撃的な不正行為。

(2) コーチ等の選手関係者、当協会及び都道府県協会役職員について

- ①ラウンド中またはラウンド終了後に審判の決定に不平を言うこと、または審判の決定に異議を唱えること。
- ②当該試合のレフェリーまたは他の審判と口論すること。
- ③試合中の審判、対戦相手または相手側、または観戦者に対する暴力的な言動
- ④観客を挑発したり、誤った風評を広めたりすること
- ⑤試合後に競技エリアに残るなどの不祥事への参加を選手に指示すること
- ⑥暴力的な行為（私物や競技用品を投げたり蹴ったりするなどを含む）
- ⑦競技役員の指示に従わず、フィールド・オブ・プレイまたは会場から退出しないこと。
- ⑧競技役員に対するその他の重大な不正行為、賄賂の試み

2 前条に定める者を管理監督すべき立場にある者は、前項の行為がないよう適切な管理監督を行わなければならない。

**(処分内容)**

**第4条** 第2条に規定する者が、競技会に関し、第3条に違反する行為を行ったと

き、当協会は、次の処分を科すことができる。ただし、行為の内容・程度及び情状に応じ、個々の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めなければならない。

- ① 成績・賞の取消 選手の失格または順位の繰り下げ
  - ② 注 意 文書で注意を行い戒める。
  - ③ 厳重注意 文書で注意を行い厳に戒め、改善報告書を提出させる。
  - ④ 出場停止 1年以下の期間、競技会への参加を停止（審判としての参加を含む）。  
2 前項の規定により、①の成績・賞の取消の処分をする者に対しては、②ないし④の処分を併科することができる。
- 3 当協会は、第3条の違反行為につき、第1項に定める処分以上の処分が必要と認めた場合には、仮の処分として第1項の処分を行った上で、違反者につき、処分規程に基づく手続きを開始することができる。この場合、違反者に与える処分が二重処罰に当たらないよう留意する。

### 第3章 処分手続

#### (機関)

**第5条** 当協会は、第4条の処分を審議する機関として、競技会毎に、大会規律委員会を設置する。

#### (大会規律委員会)

**第6条** 大会規律委員会は、3名以上の規律委員をもって構成する。

- 2 規律委員は、専務理事が選任する。但し、規律委員は、競技委員会委員からの推薦者1名、審判委員会からの推薦者1名及び有識者（理事を含む）を必ず含まなければならない。
- 3 大会規律委員会の委員長は委員が互選する。

#### (大会規律委員会の開催)

**第7条** 大会規律委員会は、専務理事または規律委員が必要と認める場合に招集できる。

- 2 大会規律委員会の議長は委員長が務める。
- 3 大会規律委員会の議決は多数決により決する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

#### (大会規律委員会による調査・審議)

**第8条** 大会規律委員会は、違反行為が疑われる対象者（以下、「審査対象者」という。）又は当該事案に關係する者及び団体に対し、事實關係についての説明及び

- 証拠資料の提出を求め、現地調査をするなど必要な調査をすることができる。
- 2 審査対象者は、前項の事実調査に協力する義務を負う。また、当該事案に関する者及び団体で、当法人会員、理事、監事、職員、委員、スタッフ、加盟団体、準加盟団体又は審判員である者も、事実調査に協力する義務を負う。
  - 3 大会規律委員会は、必要に応じて当法人事務局、専門委員会、加盟団体又は準加盟団体に事実調査の支援を要請することができる。
  - 4 大会規律委員会は、事実調査及び審議の結果を理事会に答申しなければならない。この場合、第3条に定める処分事由に該当する事実があると認定し、処分が必要と判断した場合には、処分事由に該当する事実及び処分案を記載した答申書を作成し、理事会に提出しなければならない。
  - 5 大会規律委員会は、前項後段の答申書を作成するにあたっては、審査対象者に対し、審査の対象となっている処分事由を明らかにしたうえで、弁明の機会を与えなければならない。

#### (処分の決定、通知)

- 第9条** 理事会は、第8条の大会規律委員会の答申を受けた後、処分決定（処分を不相当とする場合はその旨の決定）を行う。この場合、理事会は、大会規律委員会の答申を尊重するものとする。
- 2 理事会は、前項の決定について、審査対象者に対し、処分内容、処分事由及び根拠規定（処分を不相当とする場合はその旨及び理由）並びに処分を受けた場合には第10条または第11条の定めるところにより不服申立てができること及びその申立期限を記載した書面をもって速やかに通知する。
  - 3 処分の効果は、前項の通知が審査対象者に到達した時に生じる。

## 第4章 不服申立て

- 第10条** 第9条の処分を受けた個人会員又は審判員は、スポーツ仲裁規程に従つて、不服を申し立てることができる。

#### (不服申立て)

- 第11条** 第9条の処分を受けた者は、処分に不服がある場合には、前条の通知を受領した日から2週間以内に、理事会に対し、不服を申し立て、再審査を請求することができる。
- 2 前項の異議申立てがあった場合は、会長または専務理事は、処分規程に基づく調査、処分手続きを開始しなければならない。
  - 3 本条の不服申立ては、第9条の処分の執行停止を伴わない。

## 第7章 雜則

### (雑則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、処分に関して必要な事項は、理事会が定める。

### (改廃)

**第13条** 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則〔令和4年9月7日制定〕

本規程は、令和4年9月7日から施行する。

附則〔令和4年11月1日改正〕

令和4年11月1日に承認された第9条2項の改正、第10条の追加は、同日より施行する。